## 第152回山梨県都市計画審議会

### 会議録

山梨県都市計画審議会運営規程第15条の規定により次のとおり会議録を作成する。

1. 日 時: 令和2年7月27日(月)

2. 場 所: 書面による採決

3. 出席委員の氏名(敬称略)

**(委 員)** (1号委員) 赤 岡 勝 廣 委 員

刑部利雄委員佐々木邦明委員

信田恵三委員

丹沢良治委員

若狭美穂子委員

(2号委員) 幸田 淳委員

河村俊信委員

土井弘次委員河内健司委員

(3号委員) 渡辺英子委員

望月幹也委員

(4号委員) 皆川 巖委員

白壁賢一委員

土 橋 亨 委 員

(5号委員) 中村勝彦委員

出羽和平委員

- **4. 傍聴者等の数** 0人(書面開催のため傍聴者なし)
- 5. 会議次第

(1)議事

- 6. 審議案件
  - (1) 第1号議案

山梨県都市計画マスタープラン及び都市計画区域マスタープランの改定 について (報告)

(2) 第2号議案

(仮称) 韮崎都市計画道路双葉・韮崎・清里幹線(中部横断自動車道)の環境影響評価について(報告)

7. 議事の概要

別紙会議録による

# 第152回山梨県都市計画審議会 会議録

### 〇 会議内容

- 1) 山梨県都市計画マスタープラン及び都市計画区域マスタープランの改定について(報告)
  2) (仮称) 韮崎都市計画道路双葉・韮崎・清里幹線(中部横断自動車道)の環境影響評価について(報告)

### ○ 委員からの意見の状況

質問・意見の内容	回答
1)について 秩序ある土地利用の誘導 p.31 線引き都市計画区域及び用途地域が設定された非線引き都市計画 区域において、地価の高低によって、市街化調整区域や用途地域 外での開発が誘導される傾向が見られるため、「秩序ある土地利 用の誘導」の項目において、マスタープランとして確個たる方針 を書き込む必要がある。	p.31の「秩序ある土地利用の誘導」については、都市計画区域外の開発圧力の高い地域における土地利用の基本方針を示しております。 市街化調整区域における土地利用の方針については、無秩序な開発は抑制し、浸水災害防止の観点、優良農地保全の観点から、秩序ある土地利用の形成を図ることとしており、非線引き都市計画区域の用途地域外における土地利用の方針については、都市機能や居住を既成市街地内に誘導することにより、郊外の開発をコントロールする等、適切な土地利用の規制・誘導を図ることとしており、具体的には、p.110に記載しております。 なお、「コントールする」は「抑制する」に表現を修正します。
1)について 現在、新型コロナウイルス感染症対策と、withコロナ・after コロナの新生活スタイルが求められているので、都市計画マス タープランにおいても、これらを踏まえた考え方や記述が必要で ある。	「N-6. 今後の都市計画の進め方」に次の項目を追加します。 7) 感染症への対応 ○新たな生活様式への対応 新型コロナウイルスの感染拡大により、新たな生活様式が必要とされており、これまでの都市における働き方や住まい方を見直す中で、リモートワークや二地域居住など、人々のライフスタイルや価値観に変化が生じてきている。 こうした中、国においては、今後の都市のあり方にどのような変化が起こるのか検討を始めたところであり、今後、国の動向や新型コロナウイルスへのこれまでの対応の検証結果等を注視し、求められる都市づくりに対して柔軟に対応していくよう努める。
1)について コロナ禍のリモートワークの普及により移住希望者の増加が予 測される中、乱開発を防ぐ為にもハザードマップを反映した各拠 点の役割分担の整理が早々に必要であり、市町村と連携して地区 計画の条例の作成なども場合によっては考慮していく必要がある かもしれないと思いました。	「洪水時に深刻な浸水被害のおそれのある区域など、災害の発生が予想される区域については、極力新たな市街地に含めないなど、防災に関する各種施策と整合した土地利用を図る」方針としております。 また、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制、移転の促進、防災まちづくりの推進の観点から都市計画法等の改正が行われていることから、今後も国の動向を注視し、市町村とも連携する中で防災に配慮した土地利用を図っていきたいと考えております。
2)について 手続きの流れの図を見る限り、環境影響評価と都市計画決定の 手続きが関係していないように思えます。都市計画審議会におい て、環境影響評価を開始していることを報告する意味についてご 説明お願いいたします。	環境影響評価は、本来、事業者が行うものですが、都市計画決定するものについては、環境影響評価法により、都市計画決定権者が事業者に代わって手続きを行うこととなっていることから、現在、県は、都市計画施設に位置づけることを前提として、国に代わって、環境影響評価の手続きを行っております。また、都市計画運用指針において「都市計画に関する案の作成の前段階その他都市計画決定手続き以外の場面においても、県都市計画審議会から意見を求めていくことが望ましい。」とあることから、都市計画決定手続きが開始される前に報告させていただきました。